



令和6年1月16日  
物流・自動車局  
審査・リコール課

### 自動車製作者に対する聴聞の実施について

自動車の型式指定を取り消すにあたり、道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記のとおり自動車製作者に対する聴聞を行います。

#### 記

1. 対象となる自動車製作者

ダイハツ工業株式会社

2. 予定される不利益処分内容及び原因となる事実

別紙1のとおり

3. 聴聞の期日及び場所

(1) 日時

令和6年1月23日（火） 15:00～

(2) 場所

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館8階 特別会議室

4. その他

自動車製作者は聴聞の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

#### <注意事項>

※ 聴聞は公開いたしますので、傍聴を希望される方は、別紙2に基づき電子メールにてご登録願います。なお、自動車製作者が出頭に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することとなった場合には、ご登録されたメール宛に事前にお知らせいたします。

#### (問い合わせ先)

物流・自動車局 審査・リコール課 小磯、木内、蛭原

代表：03-5253-8111（内線42313、42314）

直通：03-5253-8595